

議案第 7 号

瑞穂町体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

休場日及び開場時間を変更するため、条例を改正する必要がある  
ので、本案を提出する。

瑞穂町体育施設条例の一部を改正する条例

瑞穂町体育施設条例（平成 2 7 年条例第 2 9 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第 5 条第 2 号ただし書を次のように改める。

ただし、この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律  
（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日（以下「休  
日」という。）に当たるときは、この日以後初めて到来する日曜  
日、土曜日又は休日でない日とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

施設名	開場時間	使用区分	
		区分の 名称	時間

瑞穂中央体育館		午前9時から午後9時30分まで	午前1	午前9時から午前11時30分まで
			午前2	午前11時30分から午後2時まで
			午後1	午後2時から午後4時30分まで
			午後2	午後4時30分から午後7時まで
			夜間	午後7時から午後9時30分まで
瑞穂町営グラウンド	野球場	夏期 午前6時30分から午後9時30分まで	午前1	午前6時30分から午前9時まで
			午前2	午前9時から午前11時30分まで
			午前3	午前11時30分から午後2時まで
			午後1	午後2時から午後4時30分まで
			午後2	午後4時30分から午後7時まで
			夜間	午後7時から午後9時30分まで
		冬期 午前6時30分から午後9時30分まで	午前1	午前6時30分から午前9時まで
			午前2	午前9時から午前11時30分まで
			午前3	午前11時30分から午後2時まで
			午後	午後2時から午後4時30分まで
			夜間1	午後4時30分から午後7時まで

			夜間 2	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	
庭球場	夏期	午前 6 時 30 分から午 後 9 時 30 分 まで	午前 1	午前 6 時 30 分から午 前 9 時まで	
			午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで	
			午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで	
			午後 1	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで	
			午後 2	午後 4 時 30 分から午 後 7 時まで	
			夜間	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	
	冬期	午前 6 時 30 分から午 後 9 時 30 分 まで	午前 1	午前 6 時 30 分から午 前 9 時まで	
			午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで	
			午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで	
			午後	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで	
			夜間 1	午後 4 時 30 分から午 後 7 時まで	
夜間 2			午後 7 時から午後 9 時 30 分まで		
瑞穂 町営 第 2 グラ ンド	野球場	夏期	午前 6 時 30 分から午 後 7 時まで	午前 1	午前 6 時 30 分から午 前 9 時まで
				午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで
				午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで

		午後 1	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで
		午後 2	午後 4 時 30 分から午 後 7 時まで
	冬期 午前 6 時 30 分から午 後 4 時 30 分 まで	午前 1	午前 6 時 30 分から午 前 9 時まで
		午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで
		午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで
		午後	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで
ゲート ボール 場	夏期 午前 6 時 30 分から午 後 7 時まで	午前 1	午前 6 時 30 分から午 前 9 時まで
		午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで
		午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで
		午後 1	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで
		午後 2	午後 4 時 30 分から午 後 7 時まで
	冬期 午前 6 時 30 分から午 後 4 時 30 分 まで	午前 1	午前 6 時 30 分から午 前 9 時まで
		午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで
		午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで
午後		午後 2 時から午後 4 時 30 分まで	
瑞穂町営第 2 庭球場	夏期 午前 6 時 30 分から午	午前 1	午前 6 時 30 分から午 前 9 時まで

	後 7 時まで	午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで
		午前 3	午前 11 時 30 分から午後 2 時まで
		午後 1	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで
		午後 2	午後 4 時 30 分から午後 7 時まで
	冬期 午前 6 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	午前 1	午前 6 時 30 分から午前 9 時まで
		午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで
		午前 3	午前 11 時 30 分から午後 2 時まで
		午後	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで
瑞穂武道館	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	午前 1	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで
		午前 2	午前 11 時 30 分から午後 2 時まで
		午後 1	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで
		午後 2	午後 4 時 30 分から午後 7 時まで
		夜間	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで
瑞穂町営少年サッカー場	夏期 午前 6 時 30 分から午後 7 時まで	午前 1	午前 6 時 30 分から午前 9 時まで
		午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで
		午前 3	午前 11 時 30 分から午後 2 時まで

			午後 1	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで	
			午後 2	午後 4 時 30 分から午 後 7 時まで	
		冬期 午前 6 時 30 分から午 後 4 時 30 分 まで	午前 1	午前 6 時 30 分から午 前 9 時まで	
			午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで	
			午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで	
			午後	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで	
シク ラメ ンス ポー ツ公 園	ソフト ボール 場	夏期 午前 6 時 30 分から午 後 7 時まで	午前 1	午前 6 時 30 分から午 前 9 時まで	
			午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで	
			午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで	
			午後 1	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで	
				午後 2	午後 4 時 30 分から午 後 7 時まで
		冬期 午前 6 時 30 分から午 後 4 時 30 分 まで	午前 1	午前 6 時 30 分から午 前 9 時まで	
			午前 2	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで	
			午前 3	午前 11 時 30 分から 午後 2 時まで	
午後	午後 2 時から午後 4 時 30 分まで				

備考

- 1 夏期とは、4月1日から9月30日までをいう。

2 冬期とは、10月1日から翌年3月31日までをいう。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### (準備行為)

2 この条例による改正後の瑞穂町体育施設条例（以下「新条例」という。）の規定による使用の承認及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

##### (経過措置)

3 新条例の規定は、令和2年5月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、改正前の瑞穂町体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当する規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

##### (検討)

5 町長は、この条例の施行後1年を経過した場合において、使用の承認を受けた者の使用の状況等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

瑞穂町体育施設条例 新旧対照表

新		旧																																													
第1条から第4条 略 (休場日) 第5条 略 (1) 略 (2) 毎月16日(瑞穂中央体育館及び瑞穂武道館に限る。)。ただし、この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、この日以後初めて到来する日曜日、土曜日又は休日でない日とする。		第1条から第4条 略 (休場日) 第5条 略 (1) 略 (2) 毎月16日(瑞穂中央体育館及び瑞穂武道館に限る。)。ただし、この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。																																													
第6条から第19条 略		第6条から第19条 略																																													
別表第1 略		別表第1 略																																													
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">開場時間</th> <th colspan="2">使用区分</th> </tr> <tr> <th>区分 の名称</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">瑞穂中央 体育館</td> <td rowspan="5">午前9時から午後9時30分まで</td> <td>午前 1</td> <td>午前9時から午前11時30分まで</td> </tr> <tr> <td>午前 2</td> <td>午前11時30分から午後2時まで</td> </tr> <tr> <td>午後 1</td> <td>午後2時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>午後 2</td> <td>午後4時30分から午後7時まで</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後7時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>瑞穂 野球場</td> <td>夏期 午前6時30分</td> <td>午前 1</td> <td>午前6時30分から午前9時まで</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	開場時間	使用区分		区分 の名称	時間	瑞穂中央 体育館	午前9時から午後9時30分まで	午前 1	午前9時から午前11時30分まで	午前 2	午前11時30分から午後2時まで	午後 1	午後2時から午後4時30分まで	午後 2	午後4時30分から午後7時まで	夜間	午後7時から午後9時30分まで	瑞穂 野球場	夏期 午前6時30分	午前 1	午前6時30分から午前9時まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">開場時間</th> <th colspan="2">使用区分</th> </tr> <tr> <th>区分 の名称</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">瑞穂中央 体育館</td> <td rowspan="5">午前9時から午後9時30分まで</td> <td>午前 1</td> <td>午前9時から午前11時30分まで</td> </tr> <tr> <td>午前 2</td> <td>午前11時30分から午後2時まで</td> </tr> <tr> <td>午後 1</td> <td>午後2時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>午後 2</td> <td>午後4時30分から午後7時まで</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後7時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>瑞穂 野球場</td> <td>夏期 午前6時30分</td> <td>午前 1</td> <td>午前6時30分から午前9時まで</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	開場時間	使用区分		区分 の名称	時間	瑞穂中央 体育館	午前9時から午後9時30分まで	午前 1	午前9時から午前11時30分まで	午前 2	午前11時30分から午後2時まで	午後 1	午後2時から午後4時30分まで	午後 2	午後4時30分から午後7時まで	夜間	午後7時から午後9時30分まで	瑞穂 野球場	夏期 午前6時30分	午前 1	午前6時30分から午前9時まで
施設名	開場時間			使用区分																																											
		区分 の名称	時間																																												
瑞穂中央 体育館	午前9時から午後9時30分まで	午前 1	午前9時から午前11時30分まで																																												
		午前 2	午前11時30分から午後2時まで																																												
		午後 1	午後2時から午後4時30分まで																																												
		午後 2	午後4時30分から午後7時まで																																												
		夜間	午後7時から午後9時30分まで																																												
瑞穂 野球場	夏期 午前6時30分	午前 1	午前6時30分から午前9時まで																																												
施設名	開場時間	使用区分																																													
		区分 の名称	時間																																												
瑞穂中央 体育館	午前9時から午後9時30分まで	午前 1	午前9時から午前11時30分まで																																												
		午前 2	午前11時30分から午後2時まで																																												
		午後 1	午後2時から午後4時30分まで																																												
		午後 2	午後4時30分から午後7時まで																																												
		夜間	午後7時から午後9時30分まで																																												
瑞穂 野球場	夏期 午前6時30分	午前 1	午前6時30分から午前9時まで																																												



## 町営グラウンド

	分 から 午後9時 30分ま で	午前 2	午前9時から午 前11時30分ま で	
		午前 3	午前11時30分 から午後2時ま で	
		午後 1	午後2時から午 後4時30分まで	
		午後 2	午後4時30分か ら午後7時まで	
		夜間	午後7時から午 後9時30分まで	
		冬期 午 前6時30	午前 1	午前6時30分か ら午前9時まで
	分 から 午後9時 30分ま で	午前 2	午前9時から午 前11時30分ま で	
		午前 3	午前11時30分 から午後2時ま で	
		午後	午後2時から午 後4時30分まで	
		夜間 1	午後4時30分か ら午後7時まで	
		夜間 2	午後7時から午 後9時30分まで	
		庭球 場	夏期 午 前6時30	午前 1
	分 から 午後9時 30分ま で	午前 2	午前9時から午 前11時30分ま で	
		午前 3	午前11時30分 から午後2時ま で	
		午後 1	午後2時から午 後4時30分まで	
午後		午後4時30分か		

## 町営グラウンド

	分 から 午後9時 30分ま で	午前 2	午前9時から午 前11時30分ま で		
		午前 3	午前11時30分 から午後2時ま で		
		午後 1	午後2時から午 後4時30分まで		
		午後 2	午後4時30分か ら午後7時まで		
		夜間	午後7時から午 後9時30分まで		
		冬期 午 前7時か ら午後5 時まで	午前 1	午前7時から午 前9時30分まで	
	分 から 午後9時 30分ま で	午前 2	午前9時30分か ら正午まで		
		午後 1	正午から午後2 時30分まで		
		午後 2	午後2時30分か ら午後5時まで		
		庭球 場	夏期 午 前6時30	午前 1	午前6時30分か ら午前9時まで
		分 から 午後9時 30分ま で	午前 2	午前9時から午 前11時30分ま で	
			午前 3	午前11時30分 から午後2時ま で	
	午後 1		午後2時から午 後4時30分まで		
	午後		午後4時30分か		

			2	ら午後7時まで			2	ら午後7時まで	
			夜間	午後7時から午後9時30分まで			夜間	午後7時から午後9時30分まで	
		冬期 午	午前	午前6時30分から午前9時まで		冬期 午	午前	午前7時から午前9時30分まで	
		前6時30分	1	午前9時から午前11時30分まで		前7時から午後5時まで	1	午前9時30分から正午まで	
		から午後9時30分まで	2	午前11時30分から午後2時まで			2	正午から午後2時30分まで	
			午前	午後2時から午後4時30分まで			午後	午後2時30分から午後5時まで	
			3	午後4時30分から午後7時まで			1		
			午後	午後7時から午後9時30分まで			2		
			1						
			夜間						
			2						
瑞穂町営第2グラウンド	野球場	夏期 午	午前	午前6時30分から午前9時まで	瑞穂町営第2グラウンド	野球場	夏期 午	午前	午前6時30分から午前9時まで
		前6時30分	1	午前9時から午前11時30分まで			前6時30分	1	午前9時から午前11時30分まで
		から午後7時まで	2	午後2時から午後4時30分まで			分から午後7時まで	2	午前11時30分から午後2時まで
			午前	午後4時30分から午後7時まで				3	午後2時から午後4時30分まで
			3					1	午後4時30分から午後7時まで
			午後					2	
			1						
			午後						
			2						
		冬期 午	午前	午前6時30分から午前9時まで		冬期 午	午前	午前7時から午前9時30分まで	
		前6時30分	1	午前9時から午前11時30分まで		前7時から午後5時まで	1	午前9時30分から正午まで	
		から午後4時30分まで	2	午前11時30分から午後2時まで			2	正午から午後2時30分まで	
			午前				午後	午後2時30分から午後5時まで	
			3				1		
							2		

			午後	午後2時から午後4時30分まで
ゲートボール場	夏期 午前6時30分から午後7時まで	午前	1	午前6時30分から午前9時まで
		午前	2	午前9時から午前11時30分まで
		午前	3	午前11時30分から午後2時まで
		午後	1	午後2時から午後4時30分まで
		午後	2	午後4時30分から午後7時まで
	冬期 午前6時30分から午後4時30分まで	午前	1	午前6時30分から午前9時まで
		午前	2	午前9時から午前11時30分まで
		午前	3	午前11時30分から午後2時まで
		午後		午後2時から午後4時30分まで
瑞穂町営第2庭球場	夏期 午前6時30分から午後7時まで	午前	1	午前6時30分から午前9時まで
		午前	2	午前9時から午前11時30分まで
		午前	3	午前11時30分から午後2時まで
		午後	1	午後2時から午後4時30分まで
		午後	2	午後4時30分から午後7時まで
	冬期 午前	午前		午前6時30分か

ゲートボール場	夏期 午前6時30分から午後7時まで	午前	1	午前6時30分から午前9時まで
		午前	2	午前9時から午前11時30分まで
		午前	3	午前11時30分から午後2時まで
		午後	1	午後2時から午後4時30分まで
		午後	2	午後4時30分から午後7時まで
	冬期 午前7時から午後5時まで	午前	1	午前7時から午前9時30分まで
		午前	2	午前9時30分から正午まで
		午後	1	正午から午後2時30分まで
		午後	2	午後2時30分から午後5時まで
瑞穂町営第2庭球場	夏期 午前6時30分から午後7時まで	午前	1	午前6時30分から午前9時まで
		午前	2	午前9時から午前11時30分まで
		午前	3	午前11時30分から午後2時まで
		午後	1	午後2時から午後4時30分まで
		午後	2	午後4時30分から午後7時まで
	冬期 午前	午前		午前7時から午

	前6時30分から午後4時30分まで	1 午前	午前9時まで 午前9時から午前11時30分まで
		2 午前	午前11時30分から午後2時まで
		3 午後	午後2時から午後4時30分まで
瑞穂武道館	午前9時から午後9時30分まで	1 午前	午前9時から午前11時30分まで
		2 午前	午前11時30分から午後2時まで
		1 午後	午後2時から午後4時30分まで
		2 午後	午後4時30分から午後7時まで
		夜間	午後7時から午後9時30分まで
瑞穂町営少年サッカー場	夏期 午前6時30分から午後7時まで	1 午前	午前6時30分から午前9時まで
		2 午前	午前9時から午前11時30分まで
		3 午前	午前11時30分から午後2時まで
		1 午後	午後2時から午後4時30分まで
		2 午後	午後4時30分から午後7時まで
	冬期 午前6時30分から午後4時まで	1 午前	午前6時30分から午前9時まで
		2 午前	午前9時から午前11時30分まで

	前7時から午後5時まで	1 午前	午前9時30分まで 午前9時30分から正午まで
		2 午後	正午から午後2時30分まで
		1 午後	午後2時30分から午後5時まで
瑞穂武道館	午前9時から午後9時30分まで	1 午前	午前9時から午前11時30分まで
		2 午前	午前11時30分から午後2時まで
		1 午後	午後2時から午後4時30分まで
		2 午後	午後4時30分から午後7時まで
		夜間	午後7時から午後9時30分まで
瑞穂町営少年サッカー場	夏期 午前6時30分から午後7時まで	1 午前	午前6時30分から午前9時まで
		2 午前	午前9時から午前11時30分まで
		3 午前	午前11時30分から午後2時まで
		1 午後	午後2時から午後4時30分まで
		2 午後	午後4時30分から午後7時まで
	冬期 午前7時から午後5時まで	1 午前	午前7時から午前9時30分まで
		2 午前	午前9時30分から正午まで

		30分まで		で				
			午前3	午前11時30分から午後2時まで				
			午後	午後2時から午後4時30分まで				
シ ク ラ メ ン ス ポ ニ ツ 公 園	ソフ トボ ール 場	夏期 午 前6時30 分から 午後7時 まで	午前1	午前6時30分から午前9時まで				
			午前2	午前9時から午前11時30分まで				
			午前3	午前11時30分から午後2時まで				
			午後1	午後2時から午後4時30分まで				
			午後2	午後4時30分から午後7時まで				
			冬期 午 前6時30 分から 午後4時 30分ま で	午前1	午前6時30分から午前9時まで			
		午前2	午前9時から午前11時30分まで					
		午前3	午前11時30分から午後2時まで					
		午後	午後2時から午後4時30分まで					

備考

- 1 夏期とは、4月1日から9月30日までをいう。
- 2 冬期とは、10月1日から翌年3月31日までをいう。

別表第3 略

附 則

			午後1	正午から午後2時30分まで				
			午後2	午後2時30分から午後5時まで				
シ ク ラ メ ン ス ポ ニ ツ 公 園	ソフ トボ ール 場	夏期 午 前6時30 分から 午後7時 まで	午前1	午前6時30分から午前9時まで				
			午前2	午前9時から午前11時30分まで				
			午前3	午前11時30分から午後2時まで				
			午後1	午後2時から午後4時30分まで				
			午後2	午後4時30分から午後7時まで				
			冬期 午 前7時か ら午後5 時まで	午前1	午前7時から午前9時30分まで			
		午前2	午前9時30分から正午まで					
		午後1	正午から午後2時30分まで					
		午後2	午後2時30分から午後5時まで					

備考

- 1 夏期とは、3月1日から10月31日までをいう。
- 2 冬期とは、11月1日から翌年2月末日までをいう。

別表第3 略

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の瑞穂町体育施設条例(以下「新条例」という。)の規定による使用の承認及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例の規定は、令和2年5月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、改正前の瑞穂町体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当する規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(検討)

5 町長は、この条例の施行後1年を経過した場合において、使用の承認を受けた者の使用の状況等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。